

27世介保第1302号
平成28年3月17日

地域密着型通所介護事業所 各位

世田谷区高齢福祉部介護保険課長
(公印省略)

地域密着型通所介護事業所における看護職員の配置について

日頃より、介護保険事業にご協力をいただきありがとうございます。

指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることのできる利用者の数の上限をいう。）が10人を超える場合（世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例第60条の3第1項を適用）は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を1以上配置する必要があります。

この場合に、単位ごとの利用定員が9名であるサービスを同時に2単位行うなど、事業所の利用定員が10名を超える指定地域密着型通所介護事業所においては、看護職員の配置が必要となります。

つきましては、指定地域密着型通所介護事業所の利用定員が10名を超えて、看護職員を配置していない事業所におかれましては、早急に適切な人員配置をお願いいたします。

なお、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員の配置の具体例について、別添のとおりお示ししましたので、ご確認下さい。

【お問合せ先】

世田谷区高齢福祉部介護保険課事業者指定・指導担当

電話 03-5432-2294

FAX 03-5432-3042